



# QUALICOAT 規定書 2021 版

## – 更新文書– No.06

2022 年 1 月 1 日から適用

項目: 塗装業者の試験室設備の要求事項

提案/要望: 試験所 WG/2021-04-13(案件 8)

### 議決 No.3/TC 2021-06-11

#### QUALICOAT の議決

TC は、規定書 WG に 3.8 項の塗装業者の試験室設備を試験所 WG の提案に基づき明確にする更新文書を準備するよう指示した。

#### 規定書の修正

- ・ 3.8 項 試験所

著者: 規定書 WG  
Pascale Bellot

文書コード: SPEC 2021-US06

QQM Section: 7.8.2

承認日: 19.11.2021

承認: 執行委員会

適用日: 01.01.2022

版: 01

頁数: 2

### 3.8 試験室

塗装工場には生産設備の機器とは別に試験室の機器を保有していなければならない。試験室は、工程上の溶液及び仕上げ製品を管理・試験するために必要な機器と薬品を保有していなければならない。試験室には少なくとも以下の機器と設備を設置しておかなければならない：

- 1) 60° 入射光モードでの測定に適した光沢度計
- 2) ISO 2360 に基づく膜厚計 2 台(対応する校正基準<60 µm 及び >60 µm)
- 3) 精密天秤 (精度 0.1mg) 1 台(2 つの社内管理用校正分銅)
- 4) 付着性試験に必要なカッターおよび器具
- 5) おもり落下性試験機
- 6) 4 箇所 (被処理物 3 箇所及び炉内雰囲気 1 箇所) の温度、時間の記録計
- 7) 電導度計(≤ 100 µS/cm の校正溶液)
- 8) 耐屈曲性の割れ抵抗性試験機器
- 9) 耐溶剤性試験 (重合度試験) 用の溶液
- 10) pH 計(塗装工場の pH 値に対応する校正溶液)
- 11) 皮膜重量測定の実験に指定された装置(3.3.2 項による薬品前処理のみ)

各機器は、識別ナンバー及び校正の記録が確認できるデータシートを有していなければならない。

焼付温度記録計は検査されなければならない、又結果は少なくとも年 2 回記録に残しておかなければならない。

試験室の環境条件は物理試験の ISO 規格に記載されているものと異なる。